

文京区保育所等運営費負担金交付要綱

- 1 1 文厚児発第397号平成11年4月1日区長決定
- 1 9 文男保第1682号平成20年3月31日一部改正
- 2 0 文男保第1140号平成21年1月16日一部改正
- 2 2 文男保第1937号平成23年4月1日一部改正
- 2 3 文男保第991号平成24年4月1日一部改正
- 2 7 文男保第3845号平成28年3月31日一部改正
- 2 9 文子幼第3882号平成30年3月28日一部改正
- 3 0 文子幼第5374号平成31年3月26日一部改正

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 運営費負担金交付対象事業の種類及び内容（第6条―第11条）

第3章 産休等代替職員の任用（第12条―第20条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第24条の規定により保育を行う児童の在籍する保育所等について、その児童の処遇の改善及び保育所等の運営の充実を図るため、区がその運営経費の一部を負担し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 法第35条第4項の認可を受けて設置された保育所をいう。
- (2) 家庭的保育事業所 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所をいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。
- (4) 居宅訪問型保育事業所 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業所をいう。
- (5) 事業所内保育事業所 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所をいう。
- (6) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (7) 保育所等 認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所及び認定こども園をいう。
- (8) 入所児童 法第24条の規定により保育所等において保育を行う児童をいう。
- (9) 最低基準 児童福祉施設の設備及び運営の基準（昭和23年厚生省令第63号）

をいう。

- (10) 定員 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に規定する利用定員をいう。
- (11) 11時間開所保育 1日11時間開所して行う保育をいう。
- (12) 公定価格 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第12号に規定する公定価格をいう。
- (13) 増配置 公定価格の基本分単価において充足すべき職員数よりも多く人員を配置することをいう。

（運営費負担金交付事業の実施）

第3条 区長は、入所児童の処遇の向上に関し、次章及び第3章で定める事業について、経費を負担するものとする。

2 次章に規定する事業の実施に関し、算定基準は別表のとおりとする。

（入所児童の年齢計算）

第4条 入所児童の年齢計算は、年度の初日の前日現在の満年齢による。

前項の規定により年齢を計算された入所児童の年齢は、その年度中に限り変更しないものとする。

（区が負担する運営費等）

第5条 この要綱による運営費負担金交付事業の対象となる保育所等は、次の各号に掲げる保育所等（他の区市町村に設置された保育所等については、当該区市町村が区の委託を受けて保育を行う児童が在籍している保育所等に限る。）とし、区が負担する運営費は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に設置された私立の保育所等（居宅訪問型保育事業所においては、主たる事業所が区内に存在する場合をいう。以下「区内私立保育所等」という。）次条から第11条までに規定する運営費
- (2) 東京都の区域内（以下「都内」という。）に設置された私立の保育所等（居宅訪問型保育事業所においては、主たる事業所が都内に存在する場合をいい、区内私立保育所等を除く。）第11条に規定する運営費（委託先の区市町村が独自に運営費を負担している場合は、その負担内容に準ずる運営費）
- (3) 都内に設置された公立の保育所等（特別区の区域内に設置されたものを除く。）第11条に規定する運営費（委託先の市町村が独自に運営費を負担している場合は、その負担内容に準ずる運営費）

2 区が東京都以外の市町村に児童の保育を委託している場合において、当該児童の在籍する保育所等に当該市町村が独自に運営費を負担しているときは、その負担内容に準ずる運営費を交付することができるものとする。

第2章 運営費負担金交付対象事業の種類及び内容

（零歳児保育特別対策事業）

第6条 区長は、零歳児保育を行う保育所等の設置者に対し、次に定める経費について運営費を交付する。

- (1) 常勤の保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）を配

置するための経費

- (2) 常勤調理員を増配置する場合の経費
- (3) 嘱託医の手当に要する経費

2 前項の零歳児保育を行う保育所等は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 零歳児の定員が1施設当たり6人以上であること。
- (2) 零歳児1人につき、乳児室及びほふく室を通じて、3.3平方メートル以上の有効面積があること。
- (3) 保健室（最低基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りでない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。）、もく浴室（もく浴室に代わるもく浴設備を置く場合は、この限りでない。）及び便所を設けていること。
- (4) 零歳児が専用で使用できる野外遊戯場（歩行運動及び外気浴等を行う場所）を設けるように努めること。
- (5) 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備していること。
- (6) 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確立していること。
- (7) 保健師等が、保育士との協力の下に零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事すること。
- (8) 給食については、衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、零歳児の発育、健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施していること。
- (9) 健康管理の徹底を図るため、嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な協力を求め、零歳児に対し月1回以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。
（零歳児保育推進事業）

第7条 区長は、次に掲げる要件を満たす保育所等に対し、4月から9月までの期間のうち零歳児の児童数とその取扱人員に満たない月において、零歳児未充足児童数に見合う保育士の配置に要する経費の一部について、運営費を交付する。

- (1) 前条第2項第2号から第5号までに規定する設備要件を満たし、原則として零歳児が3人以上入所していること。
- (2) 特に地域の保育需要に積極的に応えている（生後3か月未満の児童を受け入れている。）こと。
- (3) 現員保育士総数が、前年度3月初日の保育士総数と同等以上であること。
- (4) 零歳児に対する11時間開所保育を実施していること。
- (5) その他適正な運営を実施していること。

（11時間開所保育対策事業）

第8条 区長は、次に掲げる要件を満たす保育所等の運営の充実を図るため、保育士の増配置、パート保育士（保育士資格を有する者に限る。）の雇用及び11時間開所保育を行う前後の時間帯の暖房（11月から翌年の3月まで）に要する経費について、運営費を交付する。

- (1) 11時間開所保育対象児童数が、当該保育所等の定員のおおむね10%以上であ

ること。

- (2) 11時間開所保育を行う時間内における入所児童の安全の確保及び11時間開所保育の内容の向上に努めること。

(障害児保育事業)

第9条 区長は、障害児保育の充実を図るために、現に保育所等において保育が行われている障害児で次の各号のいずれかに該当する児童の処遇向上に要する経費について、運営費を交付する。

- (1) 「保育所における障害児の受入れについて（昭和55年2月22日付児発第92号厚生省児童家庭局長通知）」第2の3による特別児童扶養手当支給対象障害児
- (2) 前号に規定する児童以外の児童で、区長が次のいずれかに相当すると認めた程度の障害を有する児童。ただし、日常の場において、健常児と同一の保育が可能な児童を除き、保育士の加配及び個別指導計画の作成を行っている場合に限る。

ア 身体障害については、おおむね身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度。ただし、聴覚障害については6級又は4級程度

イ 知能、社会性、運動機能の発達の遅れについては、おおむね東京都愛の手帳交付要綱（42民児精発第58号）第4条の規定による判定基準の軽度又は中度程度

(障害児保育促進事業)

第10条 区長は、前条第1号に該当する児童を対象とした障害児保育事業を新たに実施する保育所等又は実施を計画している保育所等が、次の各号のいずれかの事業を行い、障害児の受け入れ態勢の整備を図るために要する経費について、運営費を交付する。

- (1) 障害児用の便所等の施設の整備や軽微な改修、障害児用の遊具、器具等の購入
- (2) 障害児保育を担当する保育士の知識・技能の習得を目的として行う研修、研究等
(一般保育所対策事業)

第11条 区長は、保育所等の運営の充実を図るため、保育を行う児童数に応じ、一括して運営費を交付する。この場合において、交付された運営費の使途は、次に掲げる経費に限るものとする。

- (1) 保育所等の施設の増改築、備品の購入等施設及び設備の整備充実を図るための経費
- (2) 3歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費
- (3) 1歳児に対する保育士の配置を、1歳児6人に対し保育士1人から1歳児5人に対し保育士1人に増やすための経費
- (4) 11月から翌年の3月までの期間における児童の暖房に要する経費
- (5) 保育士又は非常勤保育士を増配置することにより、保育の充実を図るために要する経費
- (6) 調理員を増配置することにより、給食の充実を図るために要する経費
- (7) 保育所等が入所児童の事故等に備えるため、1事故3億円、1人3千万円以上の賠償保険に加入するための経費
- (8) 保育所等における嘱託医、嘱託歯科医の手当に要する経費
- (9) 非常勤の事務職員の配置に要する経費

- (10) 保育所等に勤務する職員（非常勤職員を含む。）の健康管理に要する経費
- (11) 保育所等に勤務する非常勤職員の雇用に要する経費
- (12) 保育所等に勤務する常勤職員が労務災害に対する上乗せ保証を目的とした保険に加入するための経費

2 分園を有する施設への単価については、本園の定員区分の単価を適用する。

第3章 産休等代替職員の任用

（産休等代替職員任用事業）

第12条 区長は、法第39条第1項に定める保育所及び法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の職員が出産又は傷病のため長期間にわたって休業する場合に、当該保育所等の設置者が当該職員の職務を行わせるための代替職員（以下「産休等代替職員」という。）を臨時的に任用するための経費について、運営費を交付する。この場合において、休業する職員は、区内に設置された保育所等に常勤として勤務する、保育士、保育教諭、看護師、保健師、栄養士及び調理員であり、かつ次条各号に掲げる休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全額の支給を受ける者に限る。

（任用期間）

第13条 前条の規定による運営費の交付の対象とする任用期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。） 出産のための休業を始める日から起算して通算16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）を経過する日までの期間内において、その保育所等の設置者が定める期間。ただし、出産の前後それぞれの休業期間については、産前8週間（多胎妊娠の場合は、16週間）及び産後10週間を超えない期間とする。
- (2) 職員が傷病のため、31日以上継続する療養を必要とする場合（以下「病休の場合」という。） 職員が休業を始めて30日（休日等を含む。）を経過した日から起算して60日（休日等を含む。）を経過する日までの期間内において、病休の職員が休業を継続する期間

（資格等）

第14条 産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合は、職種ごとに所定の資格を有する者でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、当該年度の東京都産休等代替職員制度実施要綱で定める施設において児童等の保護に直接従事した経験がある者又は保育士試験の科目の一部に合格した者を任用することができる。

（任用承認手続）

第15条 産休等代替職員を任用しようとする保育所等の設置者（以下「申請者」という。）は、必要事項を記載した産休等代替職員任用承認申請書に、産休の場合は産休の職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書を、病休の場合は病休の職員についての医師が発行する証明書並びに産休等代替職員についての健康診断書及び資格証明書（写し）又は本人の履歴書を添えて、原則として任用する日の10日前までに、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、産休等代替職員を任用する要件を満たしていると認めるとき又は認めなかったときは、産休等代替職員任用承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

（任用経費の交付）

第16条 第12条の規定による運営費の交付金額は、産休等代替職員がその任用期間内において保育所等に勤務した日数に、当該年度の東京都産休等代替職員制度実施要綱で定める日額単価（保育所等が当該日額単価より低い額で支出した日については、その額）を乗じて得た額とする。

2 保育所等の設置者が運営費の交付を受けようとするときは、各月分についてその翌月又は交付額全額についてその任用期間経過後に、産休等代替職員費請求書を、産休等代替職員に給与を支払ったことを証する書類及び出勤簿の写しを添えて区長に提出するものとする。

（雇用関係がなくなったとき等の報告）

第17条 保育所等の設置者は、産休等代替職員との雇用関係がなくなったとき又は産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員任用調書により、区長に報告をしなければならない。

（調査及び報告）

第18条 区長は、産休等代替職員の任用に係る経費の交付について、必要に応じて当該保育所等に対して状況を調査し、又は報告を徴するものとする。

（関係書類の整備）

第19条 産休等代替職員の任用に係る経費の交付を受けた保育所等の設置者は、その経理を明確にし、関係書類を整備し、5年間これを保存しなければならない。

（返還命令）

第20条 保育所等の設置者が、偽り又は過誤により産休等代替職員の任用に係る経費の交付を受けたとき又は費途以外の用途に使用したときは、交付額の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第21条 産休等代替職員の任用に係る運営費について、この要綱に定めのない事項は、当該年度の東京都産休等代替職員制度実施要綱の定めるところによる。

付 則

（東京都文京区私立保育所扶助要綱の廃止）

東京都文京区私立保育所扶助要綱（54文福発第566号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。ただし、別表の改正規定（付表4「81人～91人」の欄及び「91人～101人」の欄の改正に係る部分に限る。）は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱（前項ただし書に規定する改正規定による改正部分を除く。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象事業	単 価	算定基準
零歳児保育特別対策事業	付表1のとおり	付表1のとおり
零歳児保育推進事業	140,140円	単価×※延べ零歳児未充足児童数 (※別紙1注意2を参照)
11時間開所保育対策事業	付表2のとおり	付表2のとおり
障害児保育事業	163,500円	単価×児童数×入所月数
障害児保育促進事業	1,000,000円	単価×施設
一般保育所対策事業	付表3・付表4のとおり	単価×各月初日の在籍児童数

別紙 1

〔交付額算定上の注意〕

- 1 付表 1 から付表 4 までの適用に当たり、定員区分、処遇改善等加算 I の基礎分、所長設置・未設置の別、入所児童の年齢区分については、公定価格の算定基準に準じて算定する。

なお、この要綱の規定により区が負担する運営費のうち、児童数により算定されるものについては、区内に住所を有する保育所等の入所児童の数を基に算定する。

- 2 公立施設については、〔公立施設〕に掲げる区分に応じ、(1)に該当する施設については付表 3(1)の単価表を、(2)に該当する施設については付表 3(2)の単価表をそれぞれ適用する。
- 3 民間施設については、〔民間施設〕に掲げる区分に応じ、(1)に該当する施設については付表 4(1)の単価表を、(2)に該当する施設については付表 4(2)の単価表をそれぞれ適用する。ただし、事業所内保育事業所における従業員卒の児童（当該事業所に勤務する者の子をいう。）に係る単価については、付表 4(1)又は付表 4(2)の単価表に掲げる額に 100 分の 84 を乗じて得た額とし、算出した交付額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

〔公立施設〕

- (1) 産休明け零歳児保育及び延長保育のいずれも実施している施設、島部に所在する施設
- (2) 上記(1)以外の施設

〔民間施設〕

- (1) 零歳児保育及び延長保育を実施していない施設（島部に所在する施設を除く。）
 - (2) 上記(1)以外の施設
- 4 「零歳児保育推進加算」については、4 月から 9 月までの期間のうち零歳児の児童数とその取扱人員に満たない月において、現員保育士総数が、前年度 3 月初日の保育士総数と同等以上である場合に、零歳児未充足児童数により算定する。
 - 5 11 時間開所保育事業実施保育所が配置できるパート保育士数については、11 時間開所保育の開所時間の開始後及び終了前 30 分の時点における児童数の合計を 2 で除した数（その数に 1 人未満の端数があるときは、これを切り上げた数とする。以下「平均児童数」という。）に応じて、次によるものとする。
 - (1) 毎月初日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。以下同じ。）の零歳児の平均利用児童数を 3 倍して得た数及び 1・2 歳児の平均利用児童数を 1.5 倍して得た数に、3 歳以上の平均利用児童数を加えた数から 15 を控除し、さらにこれを 15 で除した数（その数に 1 人未満の端数があるときは、これを切り上げた数とする。）のパート保育士を配置することができる。
 - (2) 上記(1)によるパート保育士のほか、各月初日の 11 時間開所保育の開所時間の開始後及び終了前 30 分の時点における 3 歳未満児数が 20 人以上の場合は、さらに 1 名のパート保育士を配置することができる。

付表1 零歳児保育特別対策事業

種類	補助対象経費	単価	算定基準
保健師等の配置	零歳児の定員が9人以上の施設に保健師等1名を配置するための経費	507,460円	単価×雇用月数
	零歳児の定員が6人以上9人未満の施設に保健師等1名を配置するための経費	253,730円	
調理員の増配置	零歳児の定員が6人以上の施設に調理員1名を増配置するための経費	383,640円	単価×雇用月数
嘱託医手当加算	零歳児の定員が6人以上の施設における嘱託医の手当に要する経費	12,320円	単価×雇用月数

付表2 11時間開所保育対策事業

種類	補助対象経費	単価	算定基準
11時間開所保育士加算	定員61人以上の施設に保育士1名を増配置するための経費	461,430円	単価×雇用月数
11時間開所パート保育士加算	パート保育士を増配置するための経費	104,460円	単価×パート保育士数×雇用月数 (※別紙1注意3を参照)
11時間開所暖房費加算	11月から翌年3月までの期間における11時間開所保育時間内の採暖の充実に要する経費	10,000円	単価×雇用月数 (11月～翌年3月)

付表3(1) 公立施設単価表(別紙1[交付額算定上の注意]2[公立施設](1)に該当する施設)

公立	20人	21人 ~30人	31人 ~45人	46人 ~59人	60人	61人 ~90人	91人 ~120人	121人 ~149人	150人	151人 以上
零歳児	36,630	24,540	10,250	8,270	12,450	6,560	7,620	5,950	7,400	5,640
1歳児	49,620	37,530	23,240	21,260	25,440	19,550	20,610	18,940	20,390	18,630
2歳児	36,630	24,540	10,250	8,270	12,450	6,560	7,620	5,950	7,400	5,640
3歳児	37,820	25,730	11,440	9,460	13,640	7,750	8,810	7,140	8,590	6,830
4歳以上児	37,820	25,730	11,440	9,460	13,640	7,750	8,810	7,140	8,590	6,830

付表3(2) 公立施設単価表(別紙1[交付額算定上の注意]2[公立施設](2)に該当する施設)

公立	20人	21人 ~30人	31人 ~45人	46人 ~59人	60人	61人 ~90人	91人 ~120人	121人 ~149人	150人	151人 以上
零歳児	25,150	16,890	4,510	3,680	8,630	4,560	6,020	4,710	6,330	4,840
1歳児	38,140	29,880	17,500	16,670	21,620	17,550	19,010	17,700	19,320	17,830
2歳児	25,150	16,890	4,510	3,680	8,630	4,560	6,020	4,710	6,330	4,840
3歳児	26,340	18,080	5,700	4,870	9,820	5,750	7,210	5,900	7,520	6,030
4歳以上児	26,340	18,080	5,700	4,870	9,820	5,750	7,210	5,900	7,520	6,030

